# 議題(1)「合併に関する基本的な事項」について

## 法による特例項目

	「議会の詞	義員の定	三数及(	グ任其	月の	取	扱	. ۱ مای	ı <b>.</b>	•	•	Р	3	~
	「農業委員	員会の委	き員の気	<b>定数</b> 及	<b>ኒ</b>	任	期	の耳	又打	及し	۱,	P	6	
	「地方税(	の取扱い	۱٦		•	•	•	•	•	•	•	P	6 9	~
	_,_,	2 1211												
	「一般職の	の職員の	9分0	の取扱	<b>没し</b>	<b>'</b>	,	• •	•	•	•	P	1 3	~
	「地域審詞	義会の耶	双扱い」		•	•	•	• •	•	•	•	P	1 5	~
その	)他													
	「一部事	<b>务組合等</b>	₩の取扱	及しり」		•	•	• •	•	•	•	P	2 0	~
	「町名・	字名の耶	双扱い」	I	•	•	•	• •	•	•	•	P	2 8	~

## 参考 「合併に関する基本的な事項」の協議状況一覧表

	項目名	第 3 回	第 4 回	第5回以降	協議結果等
1 基	合併の方式				継続協議
本項	合併の期日				平成 1 7 年 3 月末までを 目途とする
目	新市の名称				継続協議
	新市の事務所の位置				長岡市内とする
2 法	議会の議員の定数及び任期の取扱い				
によ	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				
る特別	地方税の取扱い				
例項口	一般職の職員の身分の取扱い				
目	地域審議会の取扱い				
3 そ	財産の取扱い				
の他	特別職の身分の取扱い				
	組織機構及び支所の取扱い				
	条例・規則等の取扱い				
	一部事務組合等の取扱い				
	使用料・手数料等の取扱い				
	公共的団体等の取扱い				
	町名・字名の取扱い				
	各種団体への補助金・交付金の取扱い				
	慣行の取扱い				
	+物業中キたは物業マウの項目 は物業物ファ				

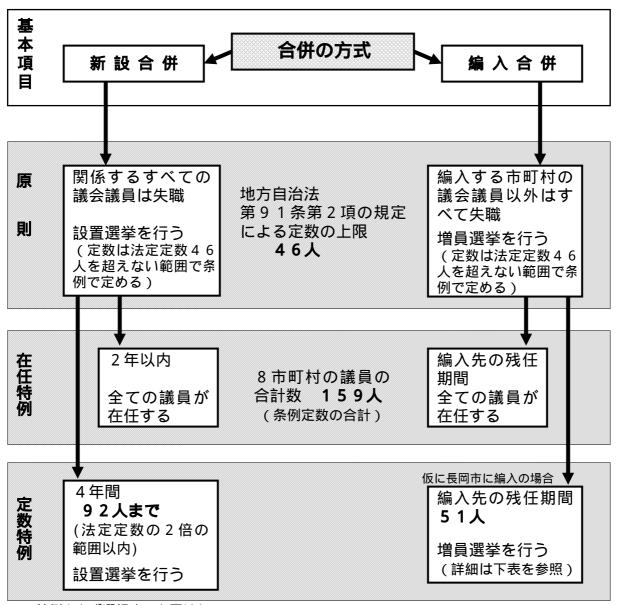
は協議中または協議予定の項目

は協議終了(法定協議会で再度協議するものも含む)

## 「議会の議員の定数及び任期の取扱い」

- ・資料1 議員特例の図式(フロー図)
- ・資料2 県内の合併協議会における議員特例の採用状況

資料1 議員特例の図式(フロー図)



特例を必ず選択する必要はない。

長岡市に編入合併した場合の特例定数と選挙方法

区分	平成12年国勢調査人口	特例定数	備考
長岡市	193,414	3 3	任期まで継続在職(33人)
見附市	43,520	7	合併時に旧7市町村ごとの選挙
栃尾市	24,705	4	区を設け、左の特例定数で増員選挙
中之島町	12,804	2	を実施(18人)
越 路 町	14,271	2	
三島町	7,618	1	旧市町村ごとの特例定数
山古志村	2,222	1	の人口/長岡市の人口)
小国町	7,389	1	端数は四捨五入し、1未満は1とす
合 計	305,943	5 1	<b>వ</b>

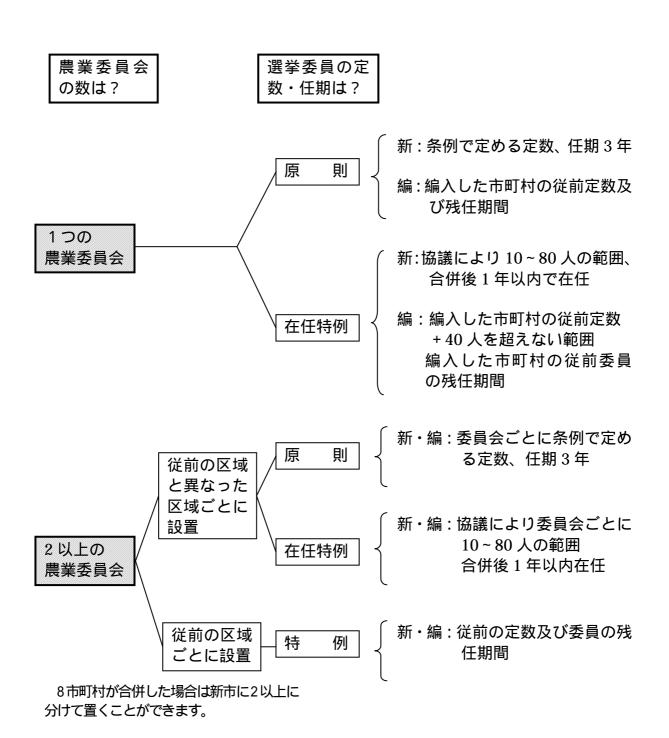
## 資料 2 県内の合併協議会における議員特例の採用状況

	貝科と   宋内の古丁伽磯女にのける磯貝付内の抹用小儿							
合併の方式	•	協議会名	構成市町村	合併期日	合計 議員 数	議会議員	合併 後の 法定 変	
		北蒲原郡南部郷 会併協議会 安田町、水原町、 京ヶ瀬村、笹神村		H16.4.1	74	H16.10.31 まで 在任特例 (特例法第7条)適用	26	
	法	東蒲原郡町村 合併協議会	津川町、鹿瀬町、上川村、 三川村		58		22	
	定	北魚沼 6 か町村 合併協議会	堀之内町、小出町、 湯之谷村、広神村、 守門村、入広瀬村	H16.11.1	98	H18.4.30 まで在任特例 (特例法第7条)適用	26	
新設		佐渡市町村合併協議会	両津市、相川町、佐和田町、 金井町、新穂村、畑野町、 真野町、小木町、羽茂町、 赤泊村	H16.3.1	158	定数特例(60人) (特例法第6条 )で設置選挙	30	
		分水・弥彦・寺泊 合併検討協議会	分水町、弥彦村、寺泊町	H17.3 末 まで	54		26	
	任意	南魚沼郡 任意合併協議会	塩沢町、六日町、大和町	H16.11.1	66	在任特例 (期間は法定協で決定)	30	
	į.	十日町広域圏 合併任意協議会	十日町市、川西町、中里村、 松代町、松之山町		88		30	
		糸西地域市町合併 任意協議会	糸魚川市、能生町、青海町	H17.3 末 まで	60		30	
	法定	新発田市・豊浦町 合併協議会	新発田市、豊浦町	H15.7.7	48	在任特例 (特例法第7条)適用 (豊浦町議員)	30	
		新発田市・紫雲寺町 ・加治川村 合併推進協議会	新発田市、紫雲寺町、 加治川村	H17. 1 を目途	62		30	
編入	任	新潟地域 合併問題協議会	新潟市、新津市、豊栄市、 白根市、小須戸町、亀田町、 横越町、西川町、潟東村、 味方村、月潟村、中之口村	H17.3 末 まで	276	定数特例 (特例法第6条 ) により増員選挙	56	
	意	柏崎・刈羽地域 任意合併協議会	柏崎市、高柳町、西山町、 刈羽村	H17.3 末 まで	80		30	
		上越地域法定 合併協議会準備会 協議状況は「上越地域 10 市町村任意合併協議会」での 確認事項を記載	上越市、安塚町、浦川原村、 大島村、牧村、中郷村、 板倉町、清里村、三和村、 名立町	H17.1.1	166	法定協で検討 (特例措置の方向)	34	
		五泉市· 村松町 任意合併協議会	五泉市・村松町	H17.1.1	38		30	
		県央東部合併研究会	三条市、燕市、田上町、 栄町、下田村		108		34	
未決定	任意	三島郡3か町村 合併任意協議会	与板町、和島村、出雲崎町		48		22	
定   	2	長岡地域 任意合併協議会	長岡市、見附市、栃尾市、 中之島町、越路町、三島町、 山古志村、小国町	H17.3 末 まで	159		46	
		新井市・妙高高原町・ 妙高村任意合併協議会	新井市、妙高高原町、 妙高村	H17.3 末 まで	52		26	

## 「農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い」

- ・資料1 農業委員会特例の体系図(フロー図)
- ・資料 2 県内の合併協議会における農業委員特例の採用状況

#### 資料1 農業委員会特例の体系図(フロー図)



- ・特例を必ず選択する必要はありません。
- ・合併に伴い、従前の委員が全て身分を失う場合は、新市設置の日から委員の 一般選挙までの間は農業委員会が存在しないため、農業委員会業務が執行で きません。

## 資料 2 県内の合併協議会のおける農業委員特例の採用状況

合併	法定			
の 方式	· 任意	協議会名	合併期日	協 議 結 果 
		北蒲原郡南部郷 合併協議会	H16.4.1	・1 農業委員会 ・在任特例(平成16年7月19日まで) ・選挙委員30人 ・旧町村を区域とする4選挙区
		東蒲原郡町村 合併協議会		
	法定	北魚沼6か町村 合併協議会	H16.11.1	・6 農業委員会(従前の区域ごと) ・在任特例(平成 17 年 7 月 19 日まで) ・選挙委員 30 人 選任委員は、3 農業協同組合、農業共済組合から 各 1 人とし、新市の議会が推薦する学識経験委員 5 人を加え、3 9 人とする。 ・選挙区は設けない。
新設		佐渡市町村 合併協議会	H16.3.1	・合併時は9農業委員会(従前の区域ごと) 平成17年7月20日以降は1農業委員会 1農業委員会とする場合は、選挙委員数は 40 人 とし、現委員会の区域ごとに選挙区を設ける。
		分水・弥彦・寺泊 合併検討協議会	H17.3末 まで	
		南魚沼郡 任意合併協議会	H16.11.1	・在任特例(平成17年7月19日まで) ・選挙委員40人(塩沢町15人 ・六日町14人 ・大和 町11人) ・選挙区は合併前の各町行政区域に設ける。
	任意	十日町広域圏 合併任意協議会		
	<b></b>	糸西地域市町 合併任意協議会	H17.3 末 まで	・在任特例(平成17年7月19日まで) ・選任委員は、合併と同時に失職し、合併後速やかに 新市の市長が、平成17年7月19日までの任期とする 委員を選出する。 平成17年7月20日以降については、農業委員会 を1つ設置し、選挙委員25名、選任委員5名(議 会3名、農協1名、共済1名)の30名とする。
	法定	新発田市・豊浦町 合併協議会	H15.7.7	豊浦町の農業委員会は、新発田市の農業委員会に統合。 豊浦町の選挙による委員は、新発田市の農業委員会の委員の残任期間在任する。
編		新発田市・紫雲寺町・ 加治川村 合併推進協議会	H17.1	
入	任	新潟地域 合併問題協議会	H17.3 末 まで	
	意	柏崎・刈羽地域 任意合併協議会	H17.3 末 まで	
		上越地域 10 市町村 任意合併協議会	H17.1.1	

## 「地方税の取扱い」

分科会名	項目名	調整方針案	調整方針案の詳細
税務・収納	個人市町村民税 (均等割の税率、非課税基準)	合併後に統一する。	・新市の人口規模による地方税法の標準税率、非課税基準とする。 ・但し、長岡市以外の市町村については、5年間を限度として不均一課税を実施する。
税務・収納	法人市町村民税 (法人税割の税率)	合併後に統一する。	・5市町の例により、制限税率を採用することに統合する。 ・但し、標準税率採用町村については、5年間を限度として不均一課税を実施する。
税務・収納	都市計画税 (課税の有無)		・市街化区域・市街化調整区域の線引きがされており都市計画税を課税している団体については、合併時に現在の課税している団体の制度に統合する。 ・市街化区域・市街化調整区域の線引きがされているが、都市計画税を課税していない団体については、5年間を限度として不均一課税を実施する。 ・市街化区域・市街化調整区域の線引きが行われていない団体については、合併後に都市計画区域の線引きの見直し等が行われた時点で課税を検討する。

任意協議会では、「税率」・「課税状況」が相違する上記の3点について、調整方針案を協議いただくものです。

## ・資料1 調整方針案詳細(地方税の取扱い)

# 資料1 調整方針案詳細(地方税の取扱い)

個人市町村民税				データ基準日 平成15年2月20日	
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町	
納税義務者 市内に住所を有する個人…均等割+所得割 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する 個人で市内に住所を有しない者均等割	納税義務者 市内に住所を有する個人…均等割+所得割 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する 個人で市内に住所を有しない者均等割	納税義務者 市内に住所を有する個人…均等割+所得割 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する 個人で市内に住所を有しない者均等割	納税義務者 町内に住所を有する個人…均等割+所得割 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する 個人で町内に住所を有しない者均等割	納税義務者 町内に住所を有する個人…均等割+所得割 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する 個人で町内に住所を有しない者均等割	
均等割 税率 2,500 円/年 非課税基準 315,000 円	均等割 税率 2,000 円/年 非課税基準 280,000 円	均等割 税率 2,000 円/年 非課税基準 280,000 円	均等割 税率 2,000 非課税基準 280,000 円	均等割 税率 2,000円/年 非課税基準 280,000円	
所得割 非課税基準 350,000 円	所得割 非課税基準 350,000円	所得割 非課税基準 350,000円	所得割 非課税基準 350,000円	所得割 非課税基準 350,000円	
減免規定 災害その他特別の事情により減免を必要と認める者 生活保護法の規定による保護を受けるもの 当該年において所得が皆無となったため生活が著し〈困難となった者又はこれに準ずると認められる者 学生及び生徒	減免規定 生活保護法の規定による保護を受ける者 当該年において所得が皆無となったため生活 が著し〈困難となった者、又はこれに準ずる と認められる者 災害により財産上多額の損害を生活が著し〈 困難となった者 学生及び生徒	減免規定 生活保護法の規定による保護を受ける者 当該年において所得が皆無となったため生活 が著し〈困難となった者 天災その他特別の事情がある場合	減免規定 生活保護法の規定による保護を受ける者 当該年において所得が皆無となったため生活 が著し〈困難となった者、又はこれに準ずる と認められる者 学生及び生徒	減免規定 生活保護法の規定による保護を受ける者 当該年において所得が皆無となったため生活 が著し〈困難となった者、又はこれに準ずる と認められる者 学生及び生徒 災害その他特別の事情により減免を必要と認 める者	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案	
納税義務者 町内に住所を有する個人…均等割+所得割 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する 個人で町内に住所を有しない者均等割 均等割 税率 2,000円/年 非課税基準 280,000円  所得割 非課税基準 350,000円	納税義務者 村内に住所を有する個人 村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する 個人で、村内に住所を有しない個人 均等割 税率 2,000円/年非課税基準 280,000円  所得割 非課税基準 350,000円  が善きにおいて所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずる	納税義務者 町内に住所を有する個人 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する 個人で、町内に住所を有しない個人 均等割 税率 2,000円/年 非課税基準 280,000円  所得割 非課税基準 350,000円	均等割の非課税基準が、長岡市は 315,000円であるが、他の7市町村は 280,000円となっている。	合併後に統一する。 ・新市の人口規模による地方税法の標準税率、非課税基準とする。 但し、長岡市以下、不均一課税を関連を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	
当該年において所得が皆無となったため生活 が著し〈困難となった者、又はこれに準ずる と認められる者 学生及び生徒	と認められる者 学生及び生徒	災害により著しく損害を受けた者		他の協議会もこれによっていることから、地方税法の標準税率、非課税基準とすることが望ましい。	

### 資料1 調整方針案詳細(地方税の取扱い)

法人市町村民税

データ基準日 平成15年2月20日 見附市 栃尾市 中之島町 越路町 長岡市 納税義務者 納税義務者 納税義務者 納税義務者 納税義務者 市内に事務所又は事業所を有する法人 市内に事務所又は事業所を有する法人 市内に事務所又は事業所を有する法人 町内に事務所又は事業所を有する法人 町内に事務所又は事業所を有する法人 ·····均等割+法人税割 · · · · · 均等割 + 法人税割 ·····均等割+法人税割 ·····均等割+法人税割 ·····均等割+法人税割 市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類 市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類 市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類 町内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに 町内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類 する施設(以下、「寮等」という。)を有する する施設(以下、「寮等」という。)を有する する施設(以下、「寮等」という。)を有する 類する施設(以下、「寮等」という。)を有 する施設(以下、「寮等」という。)を有する 法人で町内に事務所又は事業所を有しないもの 法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの 法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの 法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの する法人で町内に事務所又は事業所を有しな 及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法 及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法 及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法 いもの及び町内に事務所、事業所又は寮等を 及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法 人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定 人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定 人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定 有する法人でない社団又は財団で代表者又は 人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定 めのあるもの・・・均等割 めのあるもの・・・均等割 めのあるもの・・・・均等割 管理人の定めのあるもの ・・・・均等割 めのあるもの・・・均等割 均等割 均等割 均等割 均等割 均等割 標準税率 標準税率 標準税率 標準税率 標準税率 法人税割 法人税割 法人税割 法人税割 法人税割 14.7% (制限税率) 14.7% (制限税率) 14.7% (制限税率) 12.3% (標準税率) 14.7% (制限税率) 減免規定 減免規定 減免規定 減免規定 減免規定 災害その他特別の事情により減免を必要と認める者 民法第34条の公益法人 民法第34条の公益法人 民法第34条の公益法人 民法第34条の公益法人 ・民法第34条の公益法人 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁 ・地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法 ・地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁 による団体(収益事業を行っていない場合に限る。) による団体(収益事業を行っていない場合に限る。) による団体(収益事業を行っていない場合に限る。) 人格の付与に関する法律第8条に規定する法 人で ある政党又は政治団体 による団体(収益事業を行っていない場合に限る。) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人 ·政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人 ・政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人 格の付与に関する法律第8条に規定する法人で 格の付与に関する法律第8条に規定する法人で 格の付与に関する法律第8条に規定する法人で 災害その他特別の事情により減免を必要と認 格の付与に関する法律第8条に規定する法人で ある政党又は政治団体 ある政党又は政治団体 ある政党又は政治団体 める者 ある政党又は政治団体 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する 法人 (収益事業を行っていない場合に限る。) 法人 (収益事業を行っていない場合に限る。) 法人 (収益事業を行っていない場合に限る。) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する 法人 (収益事業を行っていない場合に限る。) 山古志村 小国町 課題 三島町 調整方針案 納税義務者 納税義務者 納税義務者 合併後に統一する。 町内に事務所又は事業所を有する法人 村内に事務所又は事業所を有する法人 町内に事務所又は事業所を有する法人 1 法人税割の税率に相違点がある。 · · · · · 均等割 + 法人税割 ·····均等割+法人税割 ·····均等割+法人税割 ・5市町の例により、制限税率を採用す ることに統合する。 町内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類 村内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類 町内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに ・税率が14.7%(制限税率) する施設(以下、「寮等」という。)を有する する施設(以下、「寮等」という。)を有する (5市町) 類する施設(以下、「寮等」という。)を有 但し、標準税率採用町村について 法人で町内に事務所又は事業所を有しないもの 法人で村内に事務所又は事業所を有しないもの する法人で町内に事務所又は事業所を有しな 長岡市、見附市、栃尾市、 は、5年間を限度として不均一課税を実 施する。 越路町、三島町 及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法 及び村内に事務所、事業所又は寮等を有する法 しないもの及び町内に事務所、事業所又は寮 人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定 人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定 等を有する法人でない社団又は財団で代表者 又は管理人めのあるもの ・・・・均等割 めのあるもの・・・・均等割 めのあるもの・・・・均等割 ・税率が12.3%(標準税率) (制度や調整の基本的考え方) (3町村) ・法人税割について、「制限税率」、 均等割 均等割 均等割 中之島町、山古志村、小国町 「標準税率」又はこの中間の税率のいず 標進税率 標準税率 標準税率 れを採用するかは、各自治体に委ねら 法人税割 法人税割 法人税割 れ、条例で定めることとされている。 14.7% (制限税率) 12.3% (標準税率) 12.3% (標準税率) ・県内の状況を見ると、20市では全て 減免規定 減免規定 減免規定 「制限税率」を採用し、他の合併協議会 課税免除 民法第34条の公益法人 民法第34条の公益法人 も「制限税率」の方向で検討している。 地縁団体、又はこれに類する団体については、 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する ・合併特例法第10条によって5年の範 収益事業を行っていない場合に限り非課税。 法人 (収益事業を行っていない場合に限る。) 人格の付与に関する法律第8条に規定する法 囲で、不均一課税とすることができる。 減免 人で ある政党又は政治団体 町長は次に該当する者のうち、必要と認める 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する 者に対して減免する。 法人(収益事業を行っていない場合に限る。) 民法第34条の公益法人

# 資料1 調整方針案詳細(地方税の取扱い)

都市計画税

長岡市	見附	市		栃尾市		中之島町	越路町
納税義務者 都市計画法第5条の規定に基づき設けられた都市計画区域のうち、7条第1項の規定に基づき線引きされ、市街化区域となった区域内に所在する固定資産(土地、家屋)の所有者	条第1項に規定する	のうち、同法第 7 市街化区域内に所	納税義別該当なし		納税義和該当なし		納税義務者 都市計画法第5条の規定により指定 された都市計画区域 のうち、市街化区 域内に所在する固定資産(土地、家 屋)の 所有者
税率 0.2 % (標準税率)	税率	0.2 %					税率 0.2 %
減免規定 ・長岡市工場等誘致条例第4条の規定 により指定を受けた工場等の設置者に対しては、当該設置者の申請により、 当該工場等の固定資産が事業の用に供 されることとなった日の属する年の翌 年度以後3ヵ年間都市計画税を免除。							減免規定なし
三島町	山古志村	小国町		課題			
納税義務者 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者税率 0.2%		納税義務者該当なし		都市計画区域が設定され体(課税 対象範囲)の中で、画税を課税している団体と説ない団体がある。(課税団体0.2%で同一である。)	、都市計 果税してい 本の税率は	度じら 1 市のに 2 いてしから 1 市の 同主は 別語 はきいい です で で で で で で で で で で で で で で で で で	町、三島町については、市街化 区域・されている団体であり、課税している 併時に現在の課税 している団体の制度 域・市街化調整区域の線引きがされて ていないので、合併時に現在の課税し ることから、次のとおり5年間を限度と 。ただし、合併後の都市計画事業等の行 こと から、不均一課税の期間は必要に

## 「一般職の職員の身分の取扱い」

### (調整方針案)

8市町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

なお、職員の任免、給与その他の身分の具体的な取扱いについては、合併までに引き続き分科会等において協議して行くものとする。

・資料1 「市町村の合併の特例に関する法律」の規定等

#### 資料1 「市町村の合併の特例に関する法律」の規定等

#### 「市町村の合併の特例に関する法律」の規定

#### (職員の身分取扱い)

- 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る 合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併関係市町村の職員としての身分 を保有するように措置しなければならない。
- 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

#### 先進地の一般職の職員の身分の取扱いに関する協定事例

<b>先進地の一般職の職員の身分の取扱いに関する協定事例</b>							
区分	一般職の職員の身分の取扱い に関する協定内容						
新潟市 (新潟市・黒埼町の合併)	1 黒埼町の定数内の職員は、すべて新潟市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。						
潮来市 (潮来町・牛堀町の合併)	1 牛堀町の一般職の職員は、すべて潮来町の一般職員として引き継ぐものとする。 2 牛堀町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分取扱いについては、潮来町の職員と均衡を失しないように公正に取り扱うものとする。						
大船渡市 (大船渡市・三陸町の合併)	三陸町の一般職員は、すべて大船渡市の職員として引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、大船渡市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定めるものとする。 定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。						

## 「地域審議会の取扱い」

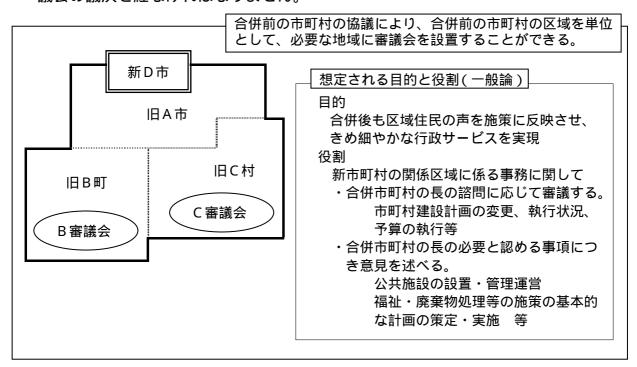
- ・資料1 合併特例法による地域審議会の位置づけ
- ・資料 2 県内の合併協議会における地域審議会設置の採用状況
- ・資料3 長岡地域市町村合併研究会での報告(報告書抜粋)
- ・資料4 新たな自治の仕組みの一例(イメージ図)

#### 資料1 合併特例法による地域審議会の位置づけ

合併をすると、行政区域の拡大により住民と行政の距離が大きくなることによって、住民の意見が合併市町村の施策に反映できにくくなるという意見があり、このことが合併の阻害要因にもなってきました。このことに応じて、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として、平成11年の法改正により地域審議会制度が設けられました。

地域審議会は、合併関係市町村(旧市町村)の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け、または必要に応じて長に対して意見を述べることができる、合併市町村の附属機関です。したがって、2つの合併関係市町村の区域を合わせて1つの地域審議会を置くことや1つの合併関係市町村の区域を分割し複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできません。

また、地域審議会は、条例により設置することになりますが、その設置にあたっては、合併前に合併関係市町村の協議により定めるものとし、合併関係市町村の 議会の議決を経なければなりません。



地域審議会の設置は、必ず置かなければならないものでもなく、また、地域審議会を置くこととなった市町村にあっても、すべての合併関係市町村の区域に置かなければならないものでもありません。また、地域審議会は特例的な制度であることから、合併関係市町村の協議において期限を定めて設置されることとされていますが、期限を定めるにあたっては市町村建設計画の期間(例えば10年)なども考慮されることが必要です。

## 資料 2 県内の合併協議会における地域審議会設置の採用状況

_	•		女にのける地域		( <u> </u>
合併の方式	•	協議会名	構成市町村	合併 期日	地域審議会の設置
		北蒲原郡南部郷 合併協議会	安田町、水原町、 京ヶ瀬村、笹神村	H16.4.1	設置する
	法	東蒲原郡町村 合併協議会	津川町、鹿瀬町、上川村、 三川村		
	定	北魚沼6か町村 合併協議会	堀之内町、小出町、 湯之谷村、広神村、 守門村、入広瀬村	H16.11.1	
新設		佐渡市町村合併協議会	両津市、相川町、佐和田町、 金井町、新穂村、畑野町、 真野町、小木町、羽茂町、 赤泊村	H16.3.1	設置する
取		分水・弥彦・寺泊 合併検討協議会	分水町、弥彦村、寺泊町	H17.3 末 まで	
	任意	南魚沼郡 任意合併協議会	塩沢町、六日町、大和町	H16.11.1	
	思	十日町広域圏 合併任意協議会	十日町市、川西町、中里村、 松代町、松之山町		
				H17.3 末 まで	設置する
	法定			H15.7.7	自治法上の附属機関設置予定
		新発田市· 紫雲寺町 · 加治川村 合併推進協議会	新発田市、紫雲寺町、 加治川村	H17. 1 を目途	
編入	任	新潟地域 合併問題協議会	新潟市、新津市、豊栄市、 白根市、小須戸町、亀田町、 横越町、西川町、潟東村、 味方村、月潟村、中之口村	H17.3 末 まで	新潟市以外の 11 市町村に設置
	意	柏崎・刈羽地域 任意合併協議会	柏崎市、高柳町、西山町、 刈羽村	H17.3 末 まで	設置する( 期間や組織は法定協 で検討 )
		上越地域法定 合併協議会準備会 協議状況は「上越地域 10 市 町村任意合併協議会」での確認 事項を記載	上越市、安塚町、浦川原村、 大島村、牧村、中郷村、 板倉町、清里村、三和村、 名立町	H17.1.1	概ね 10 年間設置
		五泉市· 村松町 任意合併協議会	五泉市・村松町	H17.1.1	
		県央東部合併研究会	三条市、燕市、田上町、 栄町、下田村		
未決定	任意	三島郡3か町村 合併任意協議会	与板町、和島村、出雲崎町		
Æ		長岡地域 任意合併協議会	長岡市、見附市、栃尾市、 中之島町、越路町、三島町、 山古志村、小国町	H17.3 末 まで	首長間の研究会で設置方向確 認
		新井市・妙高高原町・ 妙高村任意合併協議会	新井市、妙高高原町、 妙高村	H17.3 末 まで	

#### 資料3 長岡地域市町村合併研究会での報告(報告書抜粋)

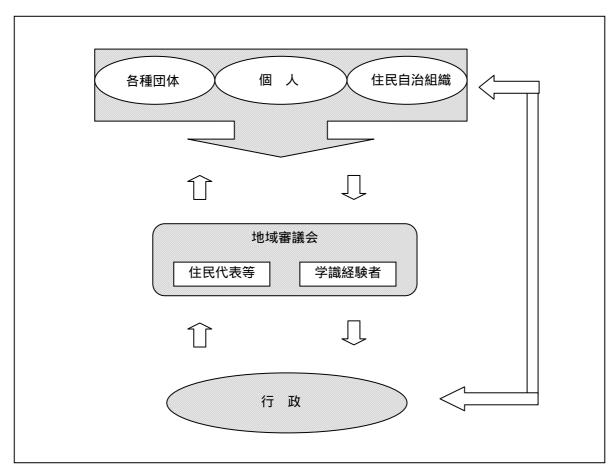
### (1)地域審議会の設置

8市町村長で作られた研究会で 地域審議会の設置を確認した

地域審議会とは、合併前の旧市町村区域ごとに設置し、「新市の長の諮問により審議 又は必要な事項について意見を述べる附属機関です。

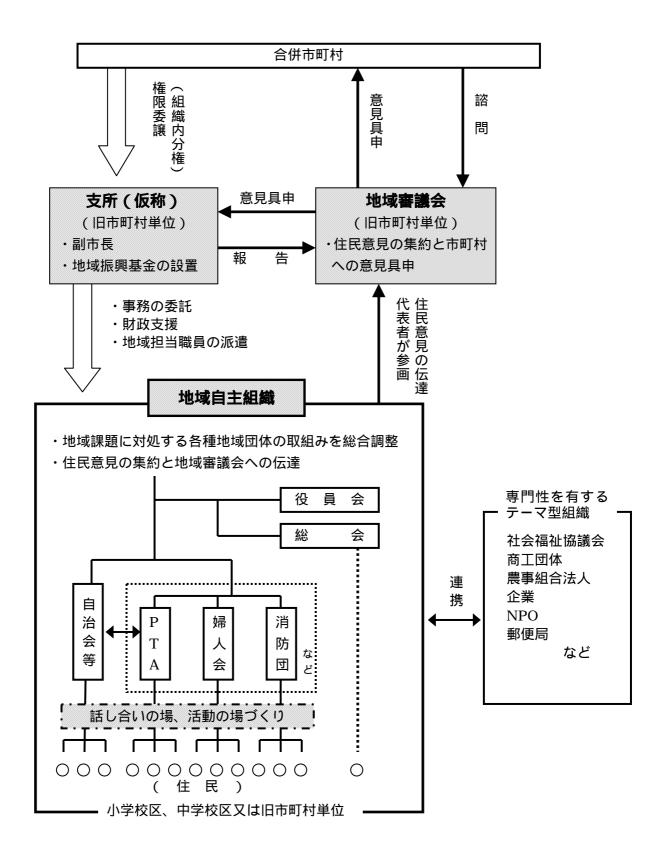
合併後は、 地域住民の合意を形成する場として活用する、 単に地域の利害を表明する場にしない、 審議内容等を情報公開し、住民の意見を集約できる仕組みとする、という考え方に基づいて地域審議会を設置し、活用します。

なお、地域審議会での具体的な審議事項や権限については、今後の合併協議会で検討することとなっています。



4 7

### 資料4 新たな自治の仕組みの一例(イメージ図)



### 「一部事務組合等の取扱い」

### (調整方針案)

一部事務組合等の取扱いについては、住民生活への影響、 施設及び事務事業の効率的な運用・執行等を考慮して調整 する。

なお、具体的な調整については、他地域を含めた合併の枠組みが確定した段階で、関係市町村及び一部事務組合と協議して決定する。

- ・資料1 一部事務組合等の調整方針案の概要
- ・資料2 調整方針案詳細(一部事務組合の取扱い)

資料1 一部事務組合等の調整方針案の概要

	貝が「中ず物配口守り間定力」米の似女							
(関	一部事務組合の名称 関係する任意協議会構成市町村)	他の関係 市町村	調整方針案の概要					
	・長岡地区衛生処理組合 (長岡市、越路町、三島町)	なし	・合併の効果を最大限に発揮する ため、8市町村のごみとし尿を処 理するための一部事務組合は、す べて解散・脱退する方向で調整す					
ごみ・」	・三島郡清掃センター組合 (中之島町)	与板町 和島村 出雲崎町 寺泊町	る。					
	・小千谷地域広域事務組合 (山古志村)	小千谷市 川口町						
	・新潟県柏崎地域広域事務組合 (小国町)	柏崎市 高柳町 刈羽村 西山町						
斎場関係	・与板郷消防・斉場事務組合(中之島町、三島町)	与板町和島村出雲崎町	・長岡市、見附市、栃尾市、小国町の4箇所の斎場は、現行どおり合併後も存続させる。ただし、与板郷消防・斉場事務組合から中之島町、三島町が脱退した場合や老朽化の激しい施設対策として、施設の建替えが必要である。・したがって、合併後、新市の建設計画の中で引き続き検討していく必要がある。					
	・与板郷消防・斉場事務組合 (中之島町、三島町)	与板町和島村	・基本的には、一つの消防本部で 合併市町村全体を管轄区域とし て運用するが、中之島町、三島町、 山古志村及び小国町については、					
消防関係	・小千谷地域広域事務組合 (山古志村)	小千谷市 川口町	一部事務組合構成市町村と解散、 脱退、再編成等を協議しながら弾 力的に運用する。					
	・新潟県柏崎地域広域事務組合 (小国町)	柏崎市 高柳町 刈羽村 西山町 出雲崎町						

( ]	一部事務組合の名称 関係する任意協議会構成市町村)	他の関係 市町村	調整方針案の概要
	・与板町外 2 カ町村水道企業団 (三島町)	与板町 和島村	・三島町が関係する与板町外2カ 町村水道企業団の取扱いに関し ては、今後、構成市町村である三
水道関係	・小国町越路町水道企業団 (越路町、小国町)	なし	島町・与板町・和島村の協議により方針を決定していく必要があるが、現時点において、供給形態としては現行どおり合併後も新市で企業団に加入する方式が、住民への影響も少なく、また施設整備等にかかる投資も少なく適当であると考えられる。
ガス関係	・三島町・与板町ガス企業団(三島町)	与板町	・現段階においては、構成市町村である三島町と与板町において今後の協議の方向が協議されていないため、今後の協議の推移を見ながら方針を決定していく必要がある。

### 今後個別の調整方針案を検討していく一部事務組合等

区分	一部事務組合の名称	構成市町村数
広域的な組合	長岡地域広域行政組合	1 3
	長岡地区旧伝染病院管理組合	2 3
	刈谷田川水防事務組合	3
	新潟県長岡栃尾三古立寺泊老人ホーム組合	9
	新潟県中越福祉事務組合	8
	三条・燕・西蒲・南蒲 広域養護老人ホーム施設組合	1 7
	魚沼地区障害福祉組合	1 7
	新潟県柏崎地域広域事務組合(福祉関係)	5
全県的な組合	新潟県消防団員等公償組合	
	新潟県町村人事事務組合	
	新潟県町村職員退職手当組合	
	新潟県自治会館管理組合	
	新潟県交通災害共済組合	

# 資料 2 調整方針案詳細 (一部事務組合の取扱い)

ごみ・し尿関係			=	データ基準日 平成13年3月31日
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
長岡地区衛生処理組合 構成団体 長岡市、越路町、三島町			三島郡清掃センター組合 構成団体 中之島町、与板町、和島村、 出雲崎町、寺泊町	長岡地区衛生処理組合 構成団体 長岡市、越路町、三島町
事業内容 ごみ及びし尿の共同処理 設 立 \$46.7.1			事業内容 ごみ及びし尿の共同処理 設 立 S40.7.17	事業内容 ごみ及びし尿の共同処理 設 立 \$46.7.1
事務所の位置 長岡市寿 3 - 6 - 1 負担金割合(分賦金負担率)			事務所の位置 中之島町大字中条 新田字川原1080 負担金割合(分賦金負担率)	事務所の位置 長岡市寿 3 - 6 - 1 負担金割合(分賦金負担率)
負担率     H13.1.1       市町名     人口割     均等割     人口			ごみ及びし尿処理場経費分担金 維持管理費 建設費(公債費)	負担率     H13.1.1       市町名     人口割     均等割     人口
長岡市     191,396       越路町     95%     5%     14,555       三島町     7,520			市町村名 投入割 投入割 均等割中之島町 与板町	長岡市191,396越路町95%5%14,555三島町7,520
			寺泊町     100%     80%     20%       出雲崎町     和島村	
			最終処分場経費分担金	1140 40 4
			維持管理費 建設費(公債費) 市町村名 投入割 人口割 均等割 中之島町	H12.10.1 人口 12,804
			与板町 寺泊町 100% 50% 50% 出雲崎町	7,493 12,270 5,814
三島町	山古志村	小国町	和島村	4,954 調整方針案
長岡地区衛生処理組合 構成団体 長岡市、越路町、三島町 事業内容 ごみ及びし尿の共同処理 設 立 S46.7.1 事務所の位置 長岡市寿 3 - 6 - 1 負担金割合(分賦金負担率) 負 担 率 H13.1.1 市町名 人口割 均等割 人口 長岡市 191,396 越路町 95% 5% 14,555	小千谷地域広域事務組合 構成団体 山古志村、小千谷市、川口町 事業内容 ごみ及びし尿の共同処理 設 立 S63.4.1 事務所の位置 小千谷市城内3-1-9	柏崎地域広域事務組合 構成団体 小国町、柏崎市、高柳町、 西山町、刈羽村 事業内容 し尿処理のみ共同処理 設 立 事務所の位置 柏崎市 負担金割合	現在、8市町村の枠組を超えたごみ、し尿の共同処理を行っているため、合併後も一部事務組合が残ることとなる。	三島郡清掃センター組合、小千谷地 域広域事務組合、柏崎地域広域事務組 合を構成する市町村間で取扱いを協議 する。 合併の効果を最大限に発揮するた め、8市町村のごみとし尿を処理する ための一部事務組合は、全て解散する 方向で調整する。

### 資料2 調整方針案詳細(一部事務組合の取扱い)

斎場関係

データ基準日 平成15年2月6日 長岡市 見附市 栃尾市 中之島町 越路町 5町村で、一部事務組合を構成 斎場 斎場 1 箇所 斎場 1 箇所 1 箇所 斎場は、与板町に1箇所 なし (長岡市に委託) 斎場 敷地面積 3,947m<sup>2</sup> 敷地面積 4,192.73m<sup>2</sup> 敷地面積 570m<sup>2</sup> 敷地面積 3,190m<sup>2</sup> 152m<sup>2</sup> 建物面積 556m<sup>2</sup> 建物面積 433.94 m<sup>2</sup> 建物面積 延床面積 279m² 火葬炉数 5基 火葬炉数 3基 3基 4基 火葬炉数 火葬炉数 昭和36年3月24日 1基 業務開始 昭和42年2月1日 業務開始 昭和58年8月21日 業務開始 汚物炉数 職員 正規 3名 臨時 1名 職員 |葬祭業組合(管理委託) 職員 嘱託 2名 臨時 0名 業務開始 昭和49年6月1日 職員 正規 2名 与板郷消防・斉場事務組合 構成(中之島町、与板町、和島村 三島町、出雲崎町) 三島町 小国町 課題 調整方針案 山古志村 5 町村で、一部事務組合を構成 1 箇所 -部事務組合との協議が必要。 斎場 2箇所 斎場 ・施設の老朽化 斎場は、与板町に1箇所 新たに建設する場合、 長岡市、見附市、栃尾市、小国町の 管理者 敷地面積 3.190m 区長 敷地面積 1,306m² 設置場所、規模等 4箇所の斎場は、現行どおり合併後も 延床面積 279m<sup>2</sup> 建物面積 151 m<sup>2</sup> 存続させる。 ・一部事務組合との調整が必要 ただし、与板郷消防・斉場事務組合 火葬炉数 3基 火葬炉数 1基 与板郷消防・斉場事務組合に から中之島町、三島町が脱退した場合 加盟している中之島町、三島町 汚物炉数 1基 昭和54年11月1日 業務開始 や老朽化の激しい施設対策として、施 は、組合から脱退も検討しなけ 設の建替えが必要である。 業務開始 昭和49年6月1日 職員 業務管理委託 らばならないため、与板町、和 したがって、合併後、新市の建設計 島村、出雲崎町との調整が必 職員 正規 2名 |画の中で引き続き検討していく必要が| ある。 与板郷消防・斉場事務組合 与板郷消防・斉場事務組合の 抱える課題 構成(中之島町、与板町、和島村 三島町、出雲崎町) 〇 負担金の割合 使用料  $\circ$ ○ 施設を廃止し長岡地域に 委託の検討

# 資料 2 調整方針案詳細 (一部事務組合の取扱い)

消防関係 データ基準日、平成15年1月1日

消防関係					データ基準日 平成15年1月1日				
	長岡市	見附市		栃尾市			中之島町		越路町
勤務形態 4 週 (当:	消防 2 交替制 8 休制 非当非休休当非 休休サイクル)	勤務形態	単独消防 3部制 3週 6 休制 (当非休サイクル、ただし 2 1 日間サイクルのうち 公休 1 日を勤める)	事務形態	単独消防 2部2交替制 4週8休制 (当非当非体休当非 当非休休サイクル)	事務形態	(事務組合は、消防の他、斎場も共同処理)	事務形態	長岡市に事務委託
	三島町		山古志村		小国町		課題	÷n= 21	調整方針案
事務形態 合でを	郷消防・斎場事務組 処理 務組合は、消防の 斎場を共同処理)	事務形態	小千谷地域広域事務組合 で共同処理 (事務組合は、消防の 他、ごみ及びし尿を共同 処理)	事務形態	新潟県柏崎地域広域事務 組合で共同処理 (事務組合は、消防の 他、ごみ、し尿、養護老 人ホーム及び精神薄弱施 設を共同処理)	び小国町 ごみ等構成 合 構成 の 119	語町、三島町、山古志村及 「は、他市町村と消防及び )事務について一部事務組 しており、一部事務組合 「村と解散、脱退、再編成等 「必要である。	基本的 併市町村 用するか 古志村及 部事務組	組合との協議が必要。 には、一つの消防本部で合 全体を管轄区域として運 、中之島町、三島町、山 び小国町については、一 合構成市町村と解散、脱 成等を協議しながら弾力 する。
勤務形態 4 週 (当非	2 交替制 8 休制   当非当非休休当非   休休サイクル )	勤務形態	2部2交替制 4週8休制 (当非当非当非休休当非 当非休休サイクル)	勤務形態	2部2交替制 4週8休制 (当非当非当非休休当非 当非休休サイクル)	合に、栃町の一部 障がある 信指令設	が本部の指令室で行う場 尾市及び山古志村・小国 区域の無線の受発信に支 こと等から、消防緊急通 構及び無線設備等を整備 ばならない。	消防緊急 備等の整 リ分散方 2部2 部が多い	番受信及び指令業務等は 通信指令設備及び無線設 備が整うまで、現行どお 式とする。 交替制を採用している本 ことから、合併時に長岡 用している2部2交替制
									-

## 資料2 調整方針案詳細(一部事務組合の取扱い)

具件 4	金刀叫朱矸和(一	か争伤和ロの状状い)			но. т
〇上水道関係	Ŕ				データ基準日 平成15年2月5日
	長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
〇給水状況		〇給水状況	○給水状況	〇給水状況	〇給水状況
行政区域内人	口 192,685 人	行政区域内人口 44,512 人	行政区域内人口 25,136 人	行政区域内人口 12,937 人	行政区域内人口 14,488 人
給水区域内人	口 192,743 人	給水区域内人口 57,442 人	給水区域内人口 21,492 人	給水区域内人口	給水区域内人口 9,134 人
給水人口	192, 571 人	給水人口 57,384 人	給水人口 20,930 人	給水人口 人	給水人口 9,134 人
給水件数	70,089 戸	給水件数 15,928 戸	給水件数 6,798 戸	給水件数	給水件数 2,735 戸
給水能力	109, 829 m³/日	給水能力 47,000 ㎡/日	給水能力 13,800 m³/日	給水能力	給水能力 5,100 m³/日
年間配水量	27, 446, 489 m³	年間配水量 8,836,230 m³	年間配水量 2,910,701 m³	年間配水量       m <sup>*</sup>	年間配水量 1, 205, 975 m³
有収率	88.9 %	有収率 92.5 %	有収率 84.2 %	有収率 0.0 %	有収率 90.6 %
	<del>.</del>	*中之島町を含む。		*見附市より供給を受けている。	
普及率	99.9 %	普及率 99.9%	普及率 97.39 %	普及率 %	普及率 99.9%
供給単価	156. 28 円	供給単価 133.77 円	供給単価 181.18 円	供給単価円	供給単価 137.7 円
給水原価	161. 73 円	給水原価 124.40 円	給水原価 156. 73 円	給水原価円	給水原価 114. 95 円
資本費	91.86 円	資本費 46.51 円	資本費 56.56 円	資本費	資本費 60.71 円
職員数	97 人	職員数 24 人	職員数 15 人	職員数	職員数 2人
				1985	
経営方式	地方公営企業法適用	経営方式 地方公営企業法適用	経営方式 地方公営企業法適用		経営方式 地方公営企業法適用
<u>→</u>			<u> </u>	*見附市より供給を受けているため見附市で回答	
主要職員	①次長、課長、課長補佐	主要職員 ①局長、参事	主要職員 ①局長		主要職員  課長、係長、主査
	及び場長		②次長、副参事		
	②参事、副参事、主幹	②次長、課長、副参事			
	及び副主幹				
三島	町(企業団)	山古志村	小国町越路町水道企業団	課題	調整方針案
三島 〇給水状況		〇給水状況	〇給水状況	課題 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】	調整方針案 一部事務組合との協議が必要。
		〇給水状況 行政区域内人口 2,327 人	〇給水状況 行政区域内人口 7,366 人	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】	一部事務組合との協議が必要。
〇給水状況 行政区域内人 給水区域内人	口 7,506 人 口 7,506 人	〇給水状況 行政区域内人口 2,327 人 給水区域内人口 2,146 人	〇給水状況 行政区域内人口 7,366 人 給水区域内人口 12,341 人	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】
〇給水状況 行政区域内人 給水区域内人 給水人口	口 7,506 人 口 7,506 人 7,479 人	〇給水状況2,327行政区域内人口2,327給水区域内人口2,146給水人口485	〇給水状況7,366行政区域内人口7,366給水区域内人口12,341給水人口12,338	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業 団を組織し運営しているが、合併に伴	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】
〇給水状況 行政区域内人 給水区域内人	口 7,506 人 口 7,506 人 7,479 人 2,190 戸	〇給水状況2,327人行政区域内人口2,327人給水区域内人口2,146人給水人口485人給水件数172戸	〇給水状況7,366行政区域内人口7,366給水区域内人口12,341給水人口12,338給水件数3,238	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業 団を組織し運営しているが、合併に伴 い	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町が関係する与板町外2ケ町村
〇給水状況 行政区域内人 給水区域内人 給水人口	口 7,506 人 口 7,506 人 7,479 人	〇給水状況2,327人行政区域内人口2,327人給水区域内人口2,146人給水人口485人給水件数172戸給水能力207㎡/日	○給水状況 行政区域内人口 7,366 人 給水区域内人口 12,341 人 給水人口 12,338 人 給水件数 3,238 給水能力 6,000 ㎡/日	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業 団を組織し運営しているが、合併に伴 い	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】  三島町が関係する与板町外2ケ町村水道企業団の取扱いに関しては、今
〇給水状況 行政区域内人 給水区域内人 給水人口 給水件数 給水能力 年間配水量	口 7,506 人 口 7,506 人 7,479 人 2,190 戸 3,500 ㎡/日 907,529 ㎡	〇給水状況2,327人行政区域内人口2,327人給水区域内人口2,146人給水人口485人給水件数172戸	○給水状況 行政区域内人口 給水区域内人口 給水人口 給水人口 給水件数 給水能力 年間配水量 ○給水状況 7,366 人 12,341 人 人 人 5,000 ㎡/日 ㎡/日 ㎡/日	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業 団を組織し運営しているが、合併に伴い ①現在の企業団に引き続き加入する。	一部事務組合との協議が必要。  【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】  三島町が関係する与板町外2ケ町村 水道企業団の取扱いに関しては、今 後、構成町村である三島町・与板町・
〇給水状況 行政区域内人 給水区域内人 給水人口 給水件数 給水能力	口 7,506 人 口 7,506 人 7,479 人 2,190 戸 3,500 ㎡/日	〇給水状況2,327人行政区域内人口2,327人給水区域内人口2,146人給水人口485人給水件数172戸給水能力207㎡/日	○給水状況 行政区域内人口 7,366 人 給水区域内人口 12,341 人 給水人口 12,338 人 給水件数 3,238 給水能力 6,000 ㎡/日	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業 団を組織し運営しているが、合併に伴い ①現在の企業団に引き続き加入する。 ②現在の企業団から脱退するが、現	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】  三島町が関係する与板町外2ケ町村水道企業団の取扱いに関しては、今後、構成町村である三島町・与板町・和島村の協議により方針を決定してい
〇給水状況 行政区域内人 給水区域内人 給水人口 給水件数 給水能力 年間配水量	口 7,506 人 口 7,506 人 7,479 人 2,190 戸 3,500 ㎡/日 907,529 ㎡	〇給水状況2,327人行政区域内人口2,146人給水人口485人給水件数172戸給水能力207㎡/日年間配水量32,785㎡	○給水状況 行政区域内人口 給水区域内人口 給水人口 給水人口 給水件数 給水能力 年間配水量 ○給水状況 7,366 人 12,341 人 人 人 5,000 ㎡/日 ㎡/日 ㎡/日	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業団を組織し運営しているが、合併に伴い ①現在の企業団に引き続き加入する。 ②現在の企業団から脱退するが、現企業団から受水する。	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町が関係する与板町外2ケ町村 水道企業団の取扱いに関しては、今 後、構成町村である三島町・与板町・ 和島村の協議により方針を決定してい く必要があるが、現時点において、供
〇給水状況 行政区域内 給水人人 給水件数 給水能力 年間率 有収率	口 7, 506 7, 506 7, 479 2, 190 3, 500 m³/日 907, 529 82. 1	〇給水状況2,327行政区域内人口2,146給水人口485給水件数172給水能力207有収率32,785が82.8	〇給水状況7,366 大政区域内人口人 12,341 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 月 一端 (5000 一十 <b< td=""><td>【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】  三島町は与板町、和島村と水道企業団を組織し運営しているが、合併に伴い  ①現在の企業団に引き続き加入する。 ②現在の企業団から脱退するが、現企業団から受水する。 ③現在の企業団から脱退し、新市が</td><td>一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町が関係する与板町外2ケ町村水道企業団の取扱いに関しては、今後、構成町村である三島町・与板町・和島村の協議により方針を決定していく必要があるが、現時点において、供給形態としては現行どおり合併後も新</td></b<>	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】  三島町は与板町、和島村と水道企業団を組織し運営しているが、合併に伴い  ①現在の企業団に引き続き加入する。 ②現在の企業団から脱退するが、現企業団から受水する。 ③現在の企業団から脱退し、新市が	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町が関係する与板町外2ケ町村水道企業団の取扱いに関しては、今後、構成町村である三島町・与板町・和島村の協議により方針を決定していく必要があるが、現時点において、供給形態としては現行どおり合併後も新
〇給水 行水 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於	口 7,506 人	〇給水状況2,327 大政区域内人口2,146 2,146 人給水人口 給水件数 給水能力 年間配水量 有収率485 172 207 ㎡/日 32,785 常 82.8	○給水状況 行政区域内人口 給水区域内人口 給水人口 給水件数 給水能力 年間配水量 有収率 * 行政区域内人口は、小国町分を記載 普及率 99.97 7,366 人人 人人 人人 人 月 第次人口 6,000 ㎡/日 ㎡ 86.9 %	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業団を組織し運営しているが、合併に伴い ①現在の企業団に引き続き加入する。 ②現在の企業団から脱退するが、現企業団から受水する。 ③現在の企業団から脱退し、新市が給水する。	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町が関係する与板町外2ケ町村 水道企業団の取扱いに関しては、今 後、構成町村である三島町・与板町・ 役、構の協議により方針を決して、 和島村の協議により合併後もの として、現行どおり合併後民へ の影響も少なく。また施設整備等にか
〇給行給給給給 於区区人件能配 給給水水水能配率 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	口 7, 506 人 7, 506 人 7, 506 人 7, 479 人 戸 3, 500 ㎡/日 907, 529 ㎡ 82. 1 99. 64 % 円	〇給水状況2,327行政区域内人口 給水区域内人口 給水件数 給水能力 年間配水量 有収率2,146 485 人 172 207 ㎡/日 32,785 ㎡ 82.8普及率 供給単価22.6 255.79 円	○給水状況 行政区域内人口 給水区域内人口 給水人口 給水件数 給水能力 年間配水量 有収率 * 行政区域内人口は、小国町分を記載 普及率 供給単価 (7,366 人人人 人人戸 が / 日 前/日 前/日 が 86.9 % * 1,698,946 が % * 1000 ※ 1000	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業団を組織し運営しているが、合併に伴い ①現在の企業団に引き続き加入する。 ②現在の企業団から脱退するが、現企業団から受水する。 ③現在の企業団から脱退し、新市が給水する。	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町が関係する与板町外2ケ町村水道企業団の取扱いでは、町外では、町村水道企業団の取扱しては、町内では、町内では、町である方針を決によりがあるが、現時点におりがあるとしては現行された。 給形能としては現行されば後民への影響としているといるといるとは現行る方式が、は現行されば現行が、は現行されば現行が、はまれての影響としているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい
〇 給行給給給給 的 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 於 的	口 7,506 人	〇給水状況       2,327       人         行政区域内人口       2,146       人         給水人口       485       人         給水件数       172       戸         給水能力       207       m³/日         年間配水量       32,785       m³         有収率       82.8       %         普及率       255.79       円         給水原価       1650.08       円	○給水状況 行政区域内人口 給水区域内人口 給水人口 給水件数 給水件数 給水能力 年間配水量 有収率 * 行政区域内人口は、小国町分を記載 普及率 供給単価 給水原価 ○給水状況 7,366 人人 人人 人戸 ㎡/日 ㎡/日 ※ 99.97 % 円円 6,000 ※ 1,698,946 ※ 99.97 ※ 162.61 円円	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業団を組織し運営しているが、合併に伴い ①現在の企業団に引き続き加入する。 ②現在の企業団から脱退するが、現企業団から受水する。 ③現在の企業団から脱退し、新市が給水する。 の3方法が考えられるが、今後の企業団のあり方について、企業団の構成	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町が関係する与板町外2ケ町村 水道企業団の取扱いこ島町が関係するに関明でありた。 一部事務組合との協議のは、 一部事が関係するに関いては、 一部事が関係する与板町外2ケ町村 水道ののでありた。 一部事が関係するが、 一部事が関係するが、 一部事が関係するが、 一部事が関係するが、 一部事が関係するが、 一部事務組合と 一部事務組合と 一部事務組合と 一部事務組合と 一部事務組合と 一部事務組合と 一部事務組合と 一部事務組合と 一部事務組合と 一部事務組合と 一部事務組合と 一部事務組合と 一部事務組の取扱い 一部事務組合と 一部事務と 一部事務と 一部事務と 一部事務と 一部事務と 一部事務と 一部事務と 一部事務と 一部事務と 一部事務と 一部事務と 一部事務と 一の影響を 一の影響を 一のる 一のる 一のる 一のる 一のる 一のる 一のる 一のる
〇行給給給給年有 普供給資 水区区人件能配率 率单原增 深地大水水 电极 人名 水本 电压率 电压量	口 7,506 7,506 7,479 2,190 3,500 m³/日 907,529 m³ 82.1 99.64 188.78 189.91 96.57	○給水状況	○給水状況 行政区域内人口 給水区域内人口 給水人口 給水件数 給水件数 給水能力 年間配水量 有収率 * 行政区域内人口は、小国町分を記載 普及率 供給単価 給水原価 資本費 ○給水状況 12,341 人人 人人 人, 戸 ㎡/日 1,698,946 ㎡ % 86.9 % 162.61 円円 円円 円円	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業団を組織し運営しているが、合併に伴い ①現在の企業団に引き続き加入する。 ②現在の企業団から脱退するが、現企業団から受水する。 ③現在の企業団から脱退し、新市が給水する。 の3方法が考えられるが、今後の企業団のあり方について、企業団の構成町村間で具体的な話合いが行われてい	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町が関係する与板町外2ケ町村 水道企業団の取扱いに関しては、町村 水道企業団の取扱いに関しても長 である方針を決しても 和島・大田でより合併を を発しているが、現時により合所を があるがは現行でおけば、 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を表している。 のよりのる。 のよりのる。 のる。 のる。。
〇 給給給給年有 普供給資職水区区人件能配率 率单原費数況内内 量	ロ 7,506 7,506 7,479 2,190 3,500 m³/日 907,529 82.1 99.64 188.78 189.91 96.57 円 大	○給水状況 行政区域内人口 給水区域内人口 給水人口 給水件数	○給水状況 行政区域内人口 給水区域内人口 給水人口 給水件数 給水能力 年間配水量 有収率 * 行政区域内人口は、小国町分を記載 普及率 供給単価 給水原価 資本費 職員数 ○給水状況 12,341 人人 人人 戸 ㎡/日 1,698,946 ㎡ % 86.9 ※ 162.61 円円円 円円円 人	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業団を組織し運営しているが、合併に伴い ①現在の企業団に引き続き加入する。 ②現在の企業団から脱退するが、現企業団から受水する。 ③現在の企業団から脱退し、新市が給水する。 の3方法が考えられるが、今後の企業団のあり方について、企業団の構成町村間で具体的な話合いが行われていないため、今後協議していく必要があ	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町が関係する与板町外2ケ町村 水道企業団の取扱いに関しては、町村 水道企業団の取扱いに関しても長 である方針を決しても 和島・大田でより合併を を発しているが、現時により合所を があるがは現行でおけば、 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を表している。 のよりのる。 のよりのる。 のる。 のる。。
〇 給給給給年有 普供給資職水区区人件能配率 率单原費数况内内 量	口 7,506 7,506 7,479 2,190 3,500 m³/日 907,529 m³ 82.1 99.64 188.78 189.91 96.57	〇給水状況       2,327       人         台水区域内人口       2,146       人         給水人口       485       人         給水件数       172       戸         給水能力       207       ㎡/日         年間配水量       32,785       ㎡         有収率       82.8       %         普及率       255.79       円         給水原価       255.79       円         給水原価       852.62       円         資本費       4       人         経営方式       地方公営企業法非適用	○給水状況 行政区域内人口 給水区域内人口 給水人口 給水件数 給水能力 年間配水量 有収率 *行政区域内人口は、小国町分を記載 普及率 供給単価 給水原価 資本費 職員数 ○給水状況 58.36 円円 円円 大の区域内人口は、小国町分を記載 162.61 円円 円円 大の円 大の円 大の円 大の円 大の円 大の円	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業団を組織し運営しているが、合併に伴い ①現在の企業団に引き続き加入する。 ②現在の企業団から脱退するが、現企業団から受水する。 ③現在の企業団から脱退し、新市が給水する。 の3方法が考えられるが、今後の企業団のあり方について、企業団の構成町村間で具体的な話合いが行われてい	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町が関係する与板町外2ケ町村 水道企業団の取扱いに関しては、町村 水道企業団の取扱いに関しても長 である方針を決しても 和島・大田でより合併を を発しているが、現時により合所を があるがは現行でおけば、 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を表している。 のよりのる。 のよりのる。 のる。 のる。。
〇 合給給給年有 普供給資職 经水政水水水水間収 及給水本員 営状区区人件能配率 率単原費数 方況内内口数力水 価価 式见内内	口 7,506 7,506 7,479 2,190 3,500 907,529 m²/日 907,529 m²/日 % 99.64 188.78 189.91 96.57 円 11 大	○給水状況       2,327       人         台水区域内人口       2,146       人         給水人口       485       人         給水件数       172       m²/日         給水能力       207       m²/日         年間配水量       32,785       m²         有収率       82.8       %         普及率       255.79       円         給水原価       1650.08       円         資本費       852.62       円         職員数       4       人         経営方式       地方公営企業法非適用         (特別会計)	○給水状況 行政区域内人口 給水区域内人口 給水人口 給水人口 給水件数	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業団を組織し運営しているが、合併に伴い ①現在の企業団に引き続き加入する。 ②現在の企業団から脱退するが、現企業団から受水する。 ③現在の企業団から脱退し、新市が給水する。 の3方法が考えられるが、今後の企業団のあり方について、企業団の構成町村間で具体的な話合いが行われていないため、今後協議していく必要があ	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町が関係する与板町外2ケ町村 水道企業団の取扱いに関しては、町村 水道企業団の取扱いに関しても長 である方針を決しても 和島・大田でより合併を を発しているが、現時により合所を があるがは現行でおけば、 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を表している。 のよりのる。 のよりのる。 のる。 のる。。
〇 给給給給年有 普供給資職 経 主水政水水水水間収 及給水本員 営 要状区区人件能配率 率单原費数 方 職況内内 量 価価 式 員人人	ロ 7,506 7,506 7,479 2,190 3,500 907,529 82.1 % 99.64 188.78 189.91 96.57 11 人 地方公営企業法適用	○給水状況 「行政区域内人口 2,327 人 4 人 4 人 2,146 人 485 人 172 ㎡	○給水状況	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業団を組織し運営しているが、合併に伴い ①現在の企業団に引き続き加入する。 ②現在の企業団から脱退するが、現企業団から受水する。 ③現在の企業団から脱退し、新市が給水する。 の3方法が考えられるが、今後の企業団のあり方について、企業団の構成町村間で具体的な話合いが行われていないため、今後協議していく必要があ	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町が関係する与板町外2ケ町村 水道企業団の取扱いに関しては、町村 水道企業団の取扱いに関しても長 である方針を決しても 和島・大田でより合併を を発しているが、現時により合所を があるがは現行でおけば、 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を表している。 のよりのる。 のよりのる。 のる。 のる。。
〇 给給給給年有 普供給資職 経 主給行給給給給年有 普供給資職 経 主水政水水水水間収 及給水本員 営 要状区区人件能配率 率单原費数 方 職況内内口数力水 価価 式 員兄内內	ロ 7,506 7,506 7,479 2,190 3,500 907,529 82.1 % 99.64 188.78 189.91 96.57 11 大 地方公営企業法適用 事務局長 次長・課長	○給水状況       2,327       人         台水区域内人口       2,146       人         給水人口       485       人         給水件数       172       m²/日         給水能力       207       m²/日         年間配水量       32,785       m²         有収率       82.8       %         普及率       255.79       円         給水原価       1650.08       円         資本費       852.62       円         職員数       4       人         経営方式       地方公営企業法非適用         (特別会計)	○給水状況 行政区域内人口 給水区域内人口 給水人口 給水人口 給水件数	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業団を組織し運営しているが、合併に伴い ①現在の企業団に引き続き加入する。 ②現在の企業団から脱退するが、現企業団から受水する。 ③現在の企業団から脱退し、新市が給水する。 の3方法が考えられるが、今後の企業団のあり方について、企業団の構成町村間で具体的な話合いが行われていないため、今後協議していく必要があ	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町が関係する与板町外2ケ町村 水道企業団の取扱いに関しては、町村 水道企業団の取扱いに関しても長 である方針を決しても 和島・大田でより合併を を発しているが、現時により合所を があるがは現行でおけば、 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を表している。 のよりのる。 のよりのる。 のる。 のる。。
〇 给給給給年有 普供給資職 経 主然政水水水水間収 及給水本員 営 要状区区人件能配率 率単原費数 方 職況内内口数力水 価価 式 員別內人	ロ 7,506 7,479 2,190 3,500 907,529 82.1 % 99.64 188.78 189.91 96.57 11 人 地方公営企業法適用 事務局長 次長・課長 参事・副参事	○給水状況 「行政区域内人口 2,327 人 4 人 4 人 2,146 人 485 人 172 ㎡	○給水状況	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業団を組織し運営しているが、合併に伴い ①現在の企業団に引き続き加入する。 ②現在の企業団から脱退するが、現企業団から受水する。 ③現在の企業団から脱退し、新市が給水する。 の3方法が考えられるが、今後の企業団のあり方について、企業団の構成町村間で具体的な話合いが行われていないため、今後協議していく必要があ	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町が関係する与板町外2ケ町村 水道企業団の取扱いに関しては、町村 水道企業団の取扱いに関しても長 である方針を決しても 和島・大田でより合併を を発しているが、現時により合所を があるがは現行でおけば、 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を表している。 のよりのる。 のよりのる。 のる。 のる。。
〇 给給給給年有 普供給資職 経 主然政水水水水間収 及給水本員 営 要状区区人件能配率 率单原費数 方 職況内内 鱼类 一個個 式 員別內內	ロ 7,506 7,506 7,479 2,190 3,500 907,529 82.1 % 99.64 188.78 189.91 96.57 11 大 地方公営企業法適用 事務局長 次長・課長	○給水状況 「行政区域内人口 2,327 人 4 人 4 人 2,146 人 485 人 172 ㎡	○給水状況	【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町は与板町、和島村と水道企業団を組織し運営しているが、合併に伴い ①現在の企業団に引き続き加入する。 ②現在の企業団から脱退するが、現企業団から受水する。 ③現在の企業団から脱退し、新市が給水する。 の3方法が考えられるが、今後の企業団のあり方について、企業団の構成町村間で具体的な話合いが行われていないため、今後協議していく必要があ	一部事務組合との協議が必要。 【与板町外2ヶ町村水道企業団の取扱い】 三島町が関係する与板町外2ケ町村 水道企業団の取扱いに関しては、町村 水道企業団の取扱いに関しても長 である方針を決しても 和島・大田でより合併を を発しているが、現時により合所を があるがは現行でおけば、 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を発している。 を表している。 のよりのる。 のよりのる。 のる。 のる。。

# 資料2 調整方針案詳細(一部事務組合の取扱い)

## 〇ガス関係

データ基準日 平成15年2月5日

<u>し</u> カス関係			1	<u> アータ基準日 平成15年2月5日</u>
長岡市	見附市(中之島町含む)	栃尾市	中之島町	越路町
	〇供給状況(平成13年度末)	〇供給状況(平成13年度末)		〇供給状況(平成13年度末)
民間 (北陸ガス)	行政区域内世帯数 15,847 戸	行政区域内世帯数 7,315 戸	一部見附市より供給を受けている。	行政区域内世帯数 4,013 戸
	供給区域内世帯数 13,077 戸	供給区域内世帯数 5,534 戸		供給区域内世帯数 3,991 戸
	需要家件数 12,765 戸	需要家件数 5,547 戸		需要家件数 3,921 戸
	普及率 97.6 %	普及率 100.2 %		普及率 98.3 %
	年間販売量 11,668,830 m³	年間販売量 8, 102, 698 ㎡		年間販売量 3,597,521 ㎡
	年間購入量 11,877,805 ㎡	年間購入量 8, 191, 230 ㎡		年間購入量 3,647,360 ㎡
	勘定外ガス量 203, 161 ㎡	勘定外ガス量 77,149 ㎡		勘定外ガス量 44,812 ㎡
	勘定外割合 1.7 %	勘定外割合 0.9 %		勘定外割合 1.2 %
	供給単価 87.72 円	供給単価 73.56 円		供給単価 103.58 円
	供給原価 82.02 円	供給原価 69.44 円		供給原価 91.43 円
	職員数 18 人	職員数 17 人		職員数 6人
	経営方式 地方公営企業法適用	経営方式 地方公営企業法適用		経営方式 地方公営企業法適用
	主要職員	主要職員		主要職員
	① 局長、参事	① 局長		課長、係長、主査
	② 次長、課長、副参事	② 次長、副参事		
三島町(企業団)	山古志村	小国町	課題	調整方針案
〇供給状況(平成13年度末)			【三島町・与板町ガス企業団の取扱い】	一部事務組合との協議が必要。
行政区域内世帯数 1,975 戸	なし	なし		
供給区域内世帯数 1,975 戸			<ul><li>・三島町は与板町と企業団を組織し運営している。企業団の取扱いについて</li></ul>	【三島町・与板町ガス企業団の取扱い】
需要家件数 2,034 戸			は、構成町である三島町と与板町との	TO CO. Obl
普及率 103.0 %			協議が必要となる。	・現段階においては、構成町である三  島町と与板町において今後の方向が協
年間販売量 1,511,764 ㎡			・合併後も企業団に加盟し現状どおり 供給しても住民には支障はないが、新 市間で料金格差が生ずる。(長岡市な	議されていないため、今後の協議の推
年間購入量 2,998,777 ㎡			■・合併後も企業団に加盟し現状とおり ■供給しても住民に仕事時はないが、新	移を見ながら方針を決定していく必要
勘定外ガス量 92,096 ㎡			■供和しても住民には文牌はないが、制 ■市間で料金格差が生ずる。(長岡市な	がある。
勘定外割合 3.1 %			ど民間企業による供給もあり、全市一	
供給単価 114.84 円			律料金は難しいため。)	
供給原価 102.97 円				
職員数 11 人				
※年間購入量より下は与板町を含む				
経営方式 地方公営企業法適用				
  主要職員				
① 事務局長				
② 課長				
1	1			I .

### 「町名・字名の取扱い」

### (調整方針案)

町名・字名の取扱いについては、町名・字名の由来を考慮し、各 市町村の意向を尊重する。

ただし、重複町名等が生じないよう調整する。なお、「大字」は表示しない方向で調整する。

・資料1 調整方針案詳細(町名・字名の取扱い)

# 資料1 調整方針案詳細(町名・字名の取扱い)

重複町名一覧

データ基準日	<del></del> .	- <del>-</del> -	$\Box$	4 🗆
ナータ長連日	717 PV 1	ち生く	$\Box$	$_{\rm d}$ $_{\rm H}$
	1 /320 1	J - J	/ 1 ~	<b>-</b> -

	市町村名	町名	よみかた
4	長岡市	青木町	あおきまち
1	見附市	青木町	あおきまち
	栃尾市	旭町	あさひちょう
2	長岡市	旭町1・2丁目	あさひまち
	栃尾市	新町	あらまち
3	小国町	大字新町	おおあざ あらまち
3	長岡市	新町1~3丁目	あらまち
	見附市	新町1~3丁目	しんまち
4	中之島町	大字池之島	おおあざ いけのしま
4	見附市	池之島町	いけのしままち
5	栃尾市	大字泉	おおあざ いずみ
3	長岡市	泉 1 ・ 2 丁目	いずみ
6	栃尾市	大字岩野外新田	おおあざ いわの そとしんでん
0	越路町	大字岩野	おおあざ いわの
	三島町	大字大野	おおあざ おおの
7	栃尾市	大字大野	おおあざ おおの
	栃尾市	大野町1~4丁目	おおのまち
	栃尾市	大町	おおまち
8	長岡市	大町	おおまち
	長岡市	大町1~3丁目	おおまち
9	栃尾市	表町	おもてまち
3	長岡市	表町1~4丁目	おもてまち
10	長岡市	学校町1~3丁目	がつこうちょう
10	見附市	学校町1・2丁目	がつこうちょう
11	小国町	大字小栗山	おおあざ こぐりやま
	見附市	小栗山町	こぐりやままち
12	見附市	坂井町	さかいまち
	長岡市	堺町 	さかいまち
13	栃尾市	大字島田	おおあざ しまだ
	中之島町	大字島田	おおあざ しまだ
14	三島町	大字上条	おおあざ じょうじょう
	長岡市	上条町	じょうじょうまち
15	長岡市	昭和1・2丁目	しょうわ
	見附市	昭和町1・2丁目	しょうわまち
	三島町 見附市	大字新保	おおあざ しんぼ
16		神保町	しんぼまち
	長岡市	新保町	にいぼまち
	長岡市	新保1~5丁目	にいぼ
17	中之島町	大字高畑	おおあざ たかばたけ
	長岡市	高畑町	たかばたけまち
18	越路町	大字千谷沢	おおあざ ちやざわ
	小国町	大字千谷沢	おおあざ ちやざわ

	市町村名	町 名	よみかた
19	中之島町	大字中条	おおあざ ちゅうじょう
19	三島町	大字中条	おおあざ なかじょう
	越路町	大字中沢	おおあざ なかざわ
20	長岡市	中沢1~4丁目	なかざわ
	長岡市	中沢町	なかざわまち
21	越路町	大字中島	おおあざ なかじま
Z 1	長岡市	中島1~7丁目	なかじま
22	小国町	大字七日町	おおあざ なのかまち
	長岡市	七日町	なのかまち
23	越路町	大字西野	おおあざ にしの
	中之島町	大字西野	おおあざ にしの
	小国町	大字原	おおあざ はら
24	栃尾市 栃尾市	大字原	おおあざ はら
		原町1~5丁目	はらまち
	長岡市	原町1・2丁目	はらまち
25	長岡市	福島町	ふくしままち
	見附市	福島町	ふくじままち
	栃尾市	大字本所	おおあざ ほんじょ
26	見附市	本所1・2丁目	ほんじょ
	見附市	本所町	ほんじょまち
	栃尾市	本町	ほんちょう
27	長岡市	本町1~3丁目	ほんちょう
	見附市	本町1~4丁目	ほんまち
	見附市	本町	ほんまち
28	長岡市	緑町1~3丁目	みどりちょう
	見附市	緑町	みどりちょう
	中之島町	大字宮内	おおあざ みやうち
29	長岡市	宮内1~8丁目	みやうち
	長岡市	宮内町	みやうち
30	栃尾市	大字宮沢	おおあざ みやざわ
	三島町	大字宮沢	おおあざ みやざわ
31	長岡市	山田1~3丁目	やまだ
	栃尾市	山田町	やまだちょう

課題	調整方針案
・町名のうち、重複町名については解消しなければならない。 ・住民との調整が必要となる。	町名・字名の取扱いについては、町名・字名の由来を 考慮し、各市町村の意向を尊重する。 ただし、重複町名等が生じないよう調整する。 なお、「大字」は表示しない方向で調整する。